

平成26年3月25日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局行政局第一課長 三 輪 方 大

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、行政事件等については、これまで平成8年7月24日付け最高裁行一第126号行政局長通達「行政事件及び行政事件関連民事事件、労働関係民事事件並びに知的財産権関係民事事件の事件報告について」及び平成13年3月22日付け最高裁行一第48号行政局長、民事局長通達「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反を原因とする差止請求事件及び損害賠償請求事件の事件報告について」により、報告していただいているところですが、本日付けで、報告事務の軽減、合理化等の観点からこれらの廃止通達が発出されました。これに伴い、新たに報告を要する事件等を下記のとおり定めましたので、平成26年4月1日以後に地方裁判所又は高等裁判所において受理又は終局した行政事件等については、当分の間、下記のとおり報告していただきますよう、お取り計らいください。 敬 具

記

第1 報告対象事件

- 次に掲げる報告対象事件について、第一審事件又は上訴事件（地方裁判所が第一審としてした裁判に対するものに限る。以下同じ。）を受理したときは、受理報告をする。

(1) 行政訴訟事件（以下に掲げる事件を除く。）

ア 知的財産高等裁判所設置法2条2号に掲げる訴訟事件（以下「知的財産権関係審決取消訴訟（第一審）事件」という。）

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に係る事件

(2) 行政雑事件（以下に掲げる事件に限る。）

ア 行政事件訴訟法 25 条 2 項（これを準用する場合を含む。）の規定による執行停止の申立て事件

イ 行政事件訴訟法 37 条の 5 の規定による仮の義務付け又は仮の差止めの申立て事件

(3) 国家賠償法 1 条 1 項又は同法 2 条 1 項に基づく損害賠償請求事件（国を被告とし、かつ、原告に訴訟代理人が選任されている事件に限る。）

(4) 知的財産権関係民事通常訴訟事件（以下の請求に係る民事通常訴訟事件）

ア 特許権，実用新案権，意匠権又は商標権に関する請求

イ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権に関する請求

ウ 著作権に関する請求

エ 不正競争防止法に規定する不正競争に関する請求

オ 商法 12 条 2 項又は会社法 8 条 2 項に規定する名称又は商号の不正使用に関する請求

カ 種苗法に規定する育成者権に関する請求

キ その他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（知的財産基本法 2 条 2 項参照）に関する請求

2 次に掲げる報告対象事件を受理したときは，受理報告をする。

(1) 労働関係民事通常訴訟事件（以下の請求に係る民事通常訴訟事件（ただし，第一審事件に限る。））

ア 労働契約関係の存否に関する請求

イ 賃金請求権その他労働契約又は就業規則に基づく権利関係に関する請求

ウ 労働協約その他労使間の協定に基づく権利関係に関する請求

エ 争議行為その他労働者の団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係

に関する請求

オ 労働組合員の地位の得喪又は組合員の権利義務に関する請求

カ 労働組合その他労働者の団体の組織、運営又は財産に関する請求

キ 労働者の災害補償に関する請求

ク その他労働関係若しくは労働者の団結若しくは団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求

(2) 労働審判事件

3 行政訴訟事件（以下に掲げる事件を除く。）について、第一審事件又は上訴事件が判決により全部終局したときは、終局報告をする。

(1) 原告に訴訟代理人が選任されていない事件

(2) 道路交通法に係る事件

(3) 出入国管理及び難民認定法に係る事件

(4) 知的財産権関係審決取消訴訟（第一審）事件

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に係る事件

4 1の(2)に掲げる報告対象事件について、第一審事件又は上訴事件が全部終局したときは、終局報告をする。

第2 報告方法

1 第1の1の(1)及び(3)の場合は、訴状、請求の追加的併合申立書（立件されたときに限る。）、訴えの変更申立書（報告対象外事件が当該申立書によって報告対象事件になったときに限る。）又は控訴状、第1の1の(2)の場合は、申立書又は抗告状（いずれの場合も、各書面に関する立件指示書及び差戻し、移送又は回付に係る事件記録送付書を含む。）の写しを送付する（なお、閲覧制限決定がある部分は除く。）。

2 第1の1の(4)、第1の2の(1)、(2)及び第1の4の場合は、別紙「報告シート作成要領」により作成した報告シートの電子データをメールで送信する。

3 第1の3の場合は、原則として、判決書の電子データをメールで送信する。

第3 報告先

報告先は、行政局第一課事件係とする。

第4 報告期限等

報告事由（事件の受理又は終局）が生じた翌月20日（7月に報告事由が生じたものについては、9月5日）までに報告する。報告対象事件がない場合は、その旨をメールにより連絡する。

なお、報告は、高等裁判所の経由を要しない。

(別紙)

報告シート作成要領

1 作成対象事件

(1) 受理報告シート

労働関係民事通常訴訟事件は別紙様式第1に、労働審判事件は別紙様式第2に、知的財産権関係民事通常訴訟事件は別紙様式第3（第一審用）又は別紙様式第4（上訴審用）にそれぞれ入力する。

(2) 終局報告シート

行政雑事件は別紙様式第5（第一審用）又は別紙様式第6（抗告審用）に入力する。

2 作成の単位

平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」別表第1又は別表第2に示された事件番号の付け方の基準による事件単位ごとにExcelの1つの行に入力する。報告数が多い場合は、行を適宜増やす（別シートを作成する必要はない。）。

3 受理又は終局の事由

法律上の開始及び終了の事由には含まれない移送、回付、差戻し等、2庁間の事件の移動も受理又は終局の事由（ただし、「終局」については書簡記第1の4に限る。）とする。

4 報告シート記入要領

(1) 「庁名コード」（別紙様式第1ないし別紙様式第6）

別表「庁名コード表」記載の5桁のコードを半角で入力する。

(2) 「事件番号」（別紙様式第1ないし別紙様式第6）

6桁の数字の形式により半角で入力する。年度及び記録符号の入力は不要である。

例えば、「平成26年（ワ）第126号」は「000126」と入力する。

(3) 「受理年月日」，「終局年月日」（別紙様式第1ないし別紙様式第6）

「2014/4/1」（西暦）の形式により半角で入力する。報告漏れ等の理由により、過去の年度（司法統計年度）に受理又は終局した事件を遅れて報告する場合は、報告シートを別シートに作成し、備考欄に当該受理又は終局した年度を入力する（例えば、平成25年度に受理又は終局した事件を平成26年度に報告する場合は、備考欄に「2013」（西暦）と半角で入力する。）。

(4) 「備考」（別紙様式第1ないし別紙様式第6）

ア 「訴訟の種類」が「⑭職務発明等の相当の対価請求」に該当するものうち、平成16年改正後の特許法35条（同条を準用するものを含む。）が適用されるものについては、「改正後」と入力する（別紙様式第3及び別紙様式第4）。

イ 控訴事件において第一審の事件が複数ある場合は、原審等事件番号欄に入力する1件を除いて、「H2671,3~5」などと半角で簡潔に入力する（別紙様式第4）。

ウ その他参考となる情報を入力する。入力に当たって欄の枠を適宜広げても差し支えない。

(5) 「事件の種類」（別紙様式第1ないし別紙様式第4）

訴状、申立書又は控訴状に記載されている審理の対象（以下「訴訟物」という。）に基づき、該当欄に「1」と半角で入力する。訴訟物が複数ある場合は、各趣旨に該当する欄全てに「1」と半角で入力する。

(6) 「事情」（別紙様式第1及び別紙様式第2）

訴状又は労働審判手続の申立書に、「セクシュアル・ハラスメント」又は「パワー・ハラスメント」といった事情の記載がされている場合は、該当欄に「1」と半角で入力する。

(7) 「労働審判事件番号」（別紙様式第1）

労働審判事件から異議申立て等により通常訴訟に移行した労働関係民事通常

訴訟事件については、当該労働審判の事件番号を次のとおり入力する。

なお、当該事件の受理年月日欄には、通常訴訟への移行日を記入する。

ア 「年度」は2桁の数字（元号）の形式により半角で入力する。

イ 「記録符号」は「㇏」と半角カタカナで入力する。

ウ 「事件番号」は(2)のとおり

(8) 「訴訟の種類」（別紙様式第3及び別紙様式第4）

訴状又は控訴状に記載されている訴訟物に基づき、該当欄に「1」と半角で入力する。訴訟物が複数ある場合は、該当する欄全てに入力する。

(9) 「原審等事件番号」（別紙様式第4）

控訴事件については第一審の事件番号を、附帯控訴事件については控訴事件の事件番号を次のとおり入力する（ただし、控訴事件において第一審の事件が複数ある場合はそのうち1つを本欄に入力し、その余の事件は備考欄に「H267 1, 3~5」などと半角で簡潔に入力する）。

ア 「庁名コード」及び「事件番号」は(1)、(2)のとおり

イ 「年度」は2桁の数字（元号）の形式により半角で入力する。

ウ 「記録符号」は「㇏」又は「㇏」と半角カタカナで入力する。

(10) 「終局の内容」（別紙様式第5及び別紙様式第6）

1件の事件が、終局の内容欄記載の2つ以上の事由で終局した場合は、該当する各終局事由のうち最も左側のもの1つを選択し、該当欄に「1」と半角で入力する。

例えば、第一審において一部認容一部却下の場合は「決定（認容）」を、抗告審において一部原決定取消一部抗告棄却の場合は「決定（抗告棄却・却下）」を、それぞれ選択する。

以上

(別表)

庁名コード表

コード	庁名	コード	庁名	コード	庁名	コード	庁名	コード	庁名	
	高等裁判所	31442	一宮支	32033	諏訪支	大津		34542	輪島支	
22011	東京高	31443	館山支	32034	飯田支	33511	大津地	富山		
22021	知財高	31444	佐原支	32042	佐久支	33542	彦根支		34611	富山地
23011	大阪高			32045	伊那支	33543	長浜支		34631	高岡支
24011	名古屋高	水戸		新潟		和歌山		34641	魚津支	
24021	金沢支	31511	水戸地	32111	新潟地	33611	和歌山地			
25011	広島高	31531	土浦支	32131	新発田支	33631	田辺支	広島		
25021	岡山支	31532	下妻支	32132	長岡支	33642	御坊支	35111	広島地	
25022	松江支	31541	日立支	32133	高田支	33643	新宮支	35131	呉支	
26011	福岡高	31543	龍ヶ崎支	32141	三条支			35132	尾道支	
26021	宮崎支	31544	麻生支	32146	佐渡支	名古屋		35133	福山支	
26022	那覇支					34111	名古屋地	35134	三次支	
27011	仙台大	宇都宮		大阪		34131	一宮支	山口		
27021	秋田支	31611	宇都宮地	33111	大阪地	34132	岡崎支	35211	山口地	
28011	札幌高	31631	栃木支	33131	堺支	34133	豊橋支	35231	岩国支	
29011	高松高	31632	足利支	33141	岸和田支	34141	半田支	35232	下関支	
	地方裁判所	31641	真岡支					35241	周南支	
		31642	大田原支	京都		津		35242	萩支	
東京		前橋		33211	京都地	34211	津地	35245	宇部支	
31111	東京地	31711	前橋地	33231	舞鶴支	34231	四日市支			
31131	立川支	31731	桐生支	33241	園部支	34241	松阪支	岡山		
横浜		31732	高崎支	33242	宮津支	34242	伊賀支	35311	岡山地	
31211	横浜地	31741	沼田支	33244	福知山支	34243	伊勢支	35331	津山支	
31231	川崎支	31742	太田支	神戸		34244	熊野支	35342	倉敷支	
31232	横須賀支			33311	神戸地	岐阜		35345	新見支	
31233	小田原支	静岡		33331	尼崎支	34311	岐阜地	鳥取		
31234	相模原支	31811	静岡地	33332	姫路支	34331	大垣支	35411	鳥取地	
さいたま		31831	沼津支	33333	豊岡支	34332	高山支	35431	米子支	
31311	さいたま地	31832	浜松支	33334	洲本支	34342	多治見支	35441	倉吉支	
31331	川越支	31841	富士支	33341	伊丹支	34343	御嵩支	松江		
31332	熊谷支	31842	下田支	33342	明石支	福井		35511	松江地	
31341	越谷支	31843	掛川支	33344	柏原支	34411	福井地	35542	出雲支	
31342	秩父支	甲府		33345	社支	34441	武生支	35543	浜田支	
千葉		31911	甲府地	33346	龍野支	34443	敦賀支	35544	益田支	
31411	千葉地	31942	都留支	奈良		金沢		35545	西郷支	
31431	松戸支	長野		33411	奈良地	34511	金沢地			
31432	木更津支	32011	長野地	33431	葛城支	34531	七尾支			
31433	八日市場支	32031	上田支	33432	五條支	34541	小松支			
31441	佐倉支	32032	松本支							

コード	庁名	コード	庁名	コード	庁名	コード	庁名
福岡		36547	天草支	37332	鶴岡支	旭川	
36111	福岡地	鹿児島		37333	酒田支	38311	旭川地
36131	飯塚支	36611	鹿児島地	37341	新庄支	38341	名寄支
36132	久留米支	36631	名瀬支	盛岡		38342	紋別支
36133	小倉支	36641	加治木支	37411	盛岡地	38343	留萌支
36142	直方支	36642	知覧支	37431	一関支	38344	稚内支
36144	柳川支	36643	川内支	37441	花巻支	釧路	
36145	大牟田支	36644	鹿屋支	37442	二戸支	38411	釧路地
36146	八女支	宮崎		37443	遠野支	38431	帯広支
36147	行橋支	36711	宮崎地	37444	宮古支	38432	網走支
36148	田川支	36731	都城支	37445	水沢支	38441	北見支
佐賀		36732	延岡支	秋田		38442	根室支
36211	佐賀地	36741	日南支	37511	秋田地	高松	
36231	唐津支	那覇		37531	大館支	39111	高松地
36241	武雄支	36811	那覇地	37532	横手支	39131	丸亀支
長崎		36831	沖繩支	37533	大曲支	39141	観音寺支
36311	長崎地	36832	平良支	37541	能代支	徳島	
36331	佐世保支	36833	石垣支	37542	本荘支	39211	徳島地
36341	大村支	36841	名護支	青森		39241	阿南支
36342	島原支	仙台		37611	青森地	39242	美馬支
36343	平戸支	37111	仙台地	37631	弘前支	高知	
36344	壱岐支	37131	古川支	37632	八戸支	39311	高知地
36345	五島支	37132	石巻支	37641	五所川原支	39341	須崎支
36346	厳原支	37141	大河原支	37643	十和田支	39342	安芸支
大分		37142	登米支	札幌		39343	中村支
36411	大分地	37143	気仙沼支	38111	札幌地	松山	
36431	中津支	福島		38131	岩見沢支	39411	松山地
36441	杵築支	37211	福島地	38132	室蘭支	39431	西条支
36443	佐伯支	37231	郡山支	38141	滝川支	39432	宇和島支
36444	竹田支	37232	白河支	38142	浦河支	39441	大洲支
36446	日田支	37233	会津若松支	38143	岩内支	39443	今治支
熊本		37234	いわき支	38144	苫小牧支		
36511	熊本地	37241	相馬支	函館			
36531	八代支	山形		38211	函館地		
36542	玉名支	37311	山形地	38241	江差支		
36544	山鹿支	37331	米沢支				
36545	阿蘇支						
36546	人吉支						